

グリーンアップおおいた実践隊支援事業費補助金実施要領

第1 趣旨

グリーンアップおおいた実践隊支援事業費補助金の運用にあたっては、グリーンアップおおいた実践隊支援事業費補助金交付要綱によるほか、この実施要領に従って取り扱うものとする。

第2 目的

この補助金は、グリーンアップおおいた実践隊（以下「実践隊」という。）が行う環境保全活動（以下「補助事業」という。）を支援することにより、グリーンアップおおいたへの県民参加を促進することを目的とする。

第3 対象者

この補助金の対象者は、実践隊とする。ただし、過去に大分県うつくし作戦なかまづくり推進事業費補助金の交付を受けたものは対象としない。

第4 対象事業

この補助金の対象事業は、実践隊が行う環境保全活動（地球温暖化対策、廃棄物の排出削減・循環的利用、水環境保全、自然環境保全・活用、地域環境美化（清掃、緑化等）等）であって、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 地域住民等県民の参加が見込まれる事業
- (2) 県民の環境保全意識の向上に資する事業

第5 補助事業の対象経費

補助事業の対象経費は、事業実施主体が事業を実施するのに要する次に掲げる経費とする。講師謝金、講師旅費、食糧費（飲料に限る）、消耗品費、印刷製本費、役務費（保険料、手数料）、使用料及賃借料その他知事が特に必要と認める経費

第6 事業実施計画の作成及び認定

- 1 補助金の交付を希望する実践隊（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を知事に提出するものとする。
 - (1) 採択申請書（第1号様式）
 - (2) 事業計画書（第2号様式）
 - (3) 収支予算書（第3号様式）
 - (4) 誓約書（第4号様式）
- 2 知事は、必要に応じて誓約書の記載内容を大分県警察本部長に照会するものとする。
- 3 申請書類の提出を受けた知事は、速やかに支援の適否を決定し、その旨を事業内定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

4 知事は、必要がある場合には、申請内容について調査し、申請者に説明を求めることができる。

第7 欠格条項

この補助金は、次のいずれかに該当する団体等は対象としない。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体

第8 その他

この要領に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年度予算に係る大分県うつくし作戦なかまづくり推進事業費補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る大分県推進隊支援事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要領は、令和6年度の予算に係るグリーンアップおおいた実践隊支援事業費補助金から適用する。

(第1号様式)

年度グリーンアップおおいた実践隊支援事業費補助金採択申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名
担当者氏名
連 絡 先

年度において、下記のとおり環境保全活動を実施したいので、グリーンアップおおいた実践隊支援事業費補助金実施要領第6の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の概要
- 3 事業の対象者等及び人数
- 4 期待される成果とその活用
- 5 事業完了予定年月日
年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 事業計画書 (第2号様式)
 - (2) 収支予算書 (第3号様式)
 - (3) 誓約書 (第4号様式)
 - (4) その他知事が必要と認める書類

(第2号様式)

事業計画書

1 事業日程及び事業の内容

事業名	事業日程	事業の内容

2 事業に要する経費

(単位：円)

事業名	補助対象経費	経費の内訳

(第3号様式)

収 支 予 算 書

1 収 入

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金	円	
計		

2 支 出

項 目	予 算 額	備 考
	円	
計		

(※) 項目欄には、グリーンアップおおいた実践隊支援事業費補助金交付要綱第2条の補助対象経費の項目を記載すること。

(第4号様式)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県が実施する他の補助事業等における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体 又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

(第5号様式)

グリーンアップおおいた実践隊支援事業費補助金内定通知書

第 号
年 月 日

大分県知事

年 月 日付けで申請のあった件については、グリーンアップおおいた実践隊支援事業費補助金の対象事業として内定したので、グリーンアップおおいた実践隊支援事業費補助金実施要領第6の規定により通知します。

なお、申請書類に虚偽の決裁事項があることが判明した場合は、この内容を取り消す場合があります。